

解体等工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、令和3年4月から 石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されました。



規制対象建材の拡大等

- ✓ 全ての石綿含有建材に規制対象が拡大※1されました。
- ✓ 令和4年4月から事前調査結果の知事・市長への報告が義務付けられました。



石綿含有成形板等が新たに規制対象となりました。

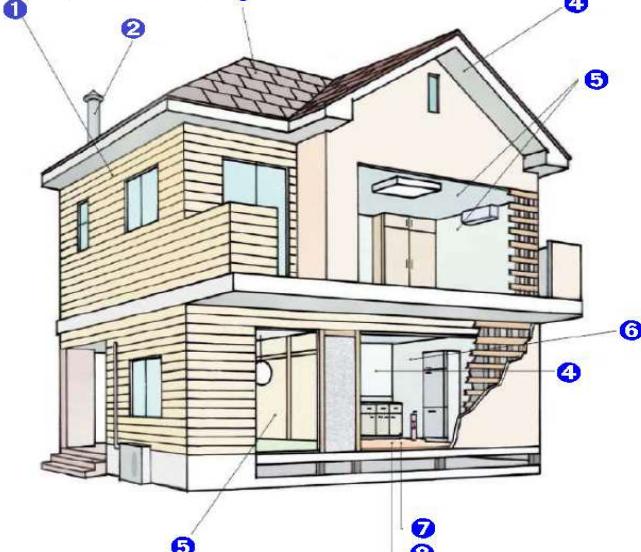
石綿含有スレートボード



石綿含有ロックウール吸音板(写真はリブ付き)

↑
天井

《戸建て住宅の例》



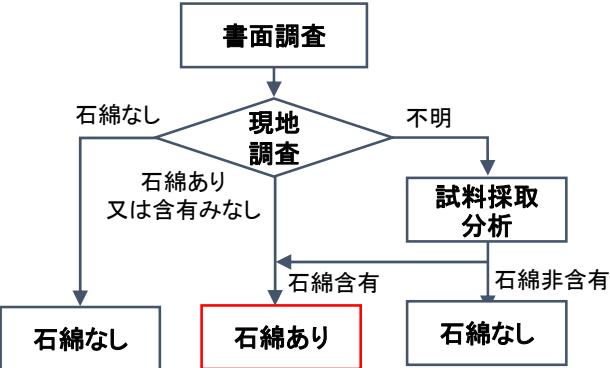
- ① 石綿含有塗装系サイディング
石綿含有建材複合金属系サイディング
- ② 石綿セメント円筒
- ③ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
石綿含有ルーフィング
- ④ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ⑤ 石綿含有石こうボード
- ⑥ 石綿含有壁紙
- ⑦ 石綿含有ビニル床タイル
- ⑧ 石綿含有ビニル床シート

出典: 目で見るアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)



事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法が法定化されました。
(書面調査、目視調査及び分析調査)



- ✓ 「必要な知識を有する者※2」による事前調査の実施が義務付けられました。
(施行: 建築物 令和5年10月～、工作物 令和8年1月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※3することが義務付けられました。



作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者※4」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存※5が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。



事前調査結果の報告

- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者又は自主施工者が事前調査結果を県等※6へ報告することが義務付けられました。(施行: 令和4年4月～)

<事前調査の結果報告が必要な工事>

- ① 床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 作業の請負代金の合計額が100万円以上の建築物の改造、又は補修工事
- ③ 作業の請負代金の合計額が100万円以上の対象工作物の解体、改造、又は補修工事

※1 石綿含有成形板等。石綿含有仕上塗材に係る工事については、作業実施の届出の対象から除外。

※2 建築物石綿含有建材調査者、工作物石綿事前調査者など。

※3 解体等工事終了後3年間保存

※4 ※2の事前調査の必要な知識を有する者又は石綿作業主任者

※5 解体等工事終了後3年間保存

※6 県、大気汚染防止法の政令市など。

事前調査結果
報告システム



事前調査結果・作業の掲示板

掲示板の大きさが規定され、記載内容が追加されました。
42.0cm以上 42.0cm以上

事前調査掲示イメージ図 石綿(アスベスト)の事前調査結果		作業内容等の掲示イメージ図 建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ
調査の方法	書面調査・現地目視調査 (実施者:)	○○労働基準監督署 ○○県 ●年●月●日 ●年●月●日~●年●月●日
事前調査の結果	吹付け石綿 石綿含有保温材 石綿含有成形板等(みなし)	除去・匂い込み・封じ込め 集じん・排気装置の機種・型式・台数 排排气能力・使用するフィルタの種類 使用する資材及び種類・排出又は飛散の抑制方法... ●●●●● ●●●●●
調査終了年月日	●年●月●日	29.7cm以上
元請業者(自主施工者)	(株)○○○○	

A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、縦・横どちらでも可。

掲示について

- 事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿障害予防規則の掲示と兼ねることができます(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置することが必要です)。

石綿含有成形板等の作業基準

作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

特定建築材料の種類

作業基準

石綿含有けい酸 カルシウム板第1種	※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること。
	(1)切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する建材を薬液等により湿潤化すること※2
その他の 石綿含有成形板等	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
	(1)切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること※2
	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1 同等以上の効果を有する措置例: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等による湿潤化: 薬液等には水を含む。同等以上の効果を有する措置として、「除じん性能を有する(JIS Z8122に定めるHEPA フィルタ又はこれと同等以上の性能を備えた集じん機を用いることが含まれる)電動工具を使用すること」を採用することも可能である。

☆ その他の成形板等を切断・破碎等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

● 詳細は、次のウェブサイトを御覧ください。

- 環境省 https://www.env.go.jp/air/post_48.html
- 広島県 [\(事前調査の報告について\) <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html)

環境省 大防法改正

広島県 大防法改正

● お問い合わせ先

工事現場	所管庁	電話番号	スマートフォンから アクセスできます
大竹市・廿日市市	広島県西部厚生環境事務所	0829-32-1181(代表)	
安芸高田市・府中町・海田町・ 熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	広島県西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111(代表)	
江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400(代表)	
竹原市・大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所	082-422-6911(代表)	
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部厚生環境事務所	0848-25-2011(代表)	
府中市・神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311(代表)	
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187	
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551	
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072	
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136	
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398	
東広島市	東広島市生活衛生課	082-422-1048	

このチラシや県ウェブサイトへの御意見は、広島県環境保全課(電話番号: 082-513-2920)まで

スマートフォンから
アクセスできます



環境省



広島県